

付託議案の取り扱いに関する理事会決定事項

1. 分科会の担当割り振りについて

付託された議案 5 案及び認定 10 件は、別紙（分科会分担表）のとおり、それぞれの分科会に割り振る。

2. 審査等の日程について

- ・ 9 月 4 日（金） 本会議散会後、全体会で、決算の概要について執行部から、決算審査意見書について代表監査委員から、それぞれ説明を受ける。次に、各分科会の担当割り振り等、付託議案の取り扱いについての議事を行う。また、所管事務調査として、令和 9 年度予算編成について執行部から報告を受ける。
- ・ 9 月 15 日（火） 総務分科会で質疑を行う。
- ・ 9 月 16 日（水） 総務分科会及び健康福祉分科会で質疑を行う。
- ・ 9 月 17 日（木） 健康福祉分科会及び市民環境経済分科会で質疑を行う。
- ・ 9 月 18 日（金） 建設分科会で質疑を行う。
- ・ 9 月 24 日（木） 文教分科会で質疑を行う。
- ・ 9 月 28 日（月） 午前 10 時、理事会で全体会での質疑の通告を含め、9 月 29 日（火）・30 日（水）の全体会の議事を確認する。
- ・ 9 月 29 日（火） 午前 10 時、全体会で質疑を行う。
- ・ 9 月 30 日（水） 午後 1 時、全体会で討論・採決を行う。

なお、分科会の開会時刻については、委員長が各分科会長に確認した上で、各委員に通知する。（9 月 11 日（金）に議場配付予定）

また、分科会が予定の日程で終わらない場合は、分科会長が委員長に申し出て、適宜分科会を開会することとするが、3 つ以上の分科会・委員会が重なるおそれがある場合には、9 月 25 日（金）の予備日に開会する。

なお、予備日に 3 つ以上の分科会・委員会が重なることとなった場合の、分科会の開会時刻や開会場所については、それぞれの分科会長と相談の上、最終的には委員長の判断に任せる。

3. 全体会での質疑について

- ・ 付託された議案第 1 号から第 5 号まで及び認定第 1 号から第 10 号までの議案 5 案及び認定 10 件を一括して議題とし、質疑を行う。
- ・ 質疑方式は、従来方式・対面方式から選択する。

- ・ 時間については、所属議員 3 人以上の会派は 1 会派 30 分以内、無所属の委員は 1 人 10 分以内とする。
 - ・ 質疑者は、1 会派 1 人、ただし必要がある場合は複数とする。
 - ・ 質疑の順序は、会派呼称順及び無所属議員の呼称順に行う。
 - ・ 質疑の有無、質疑者の名前は、9 月 28 日（月）の理事会で質疑方式も含めて通告する。
 - ・ 質疑者の一覧については、9 月 28 日（月）の理事会散会后、議員全員にメールで知らせるとともに、議会会議システムに配架する。
 - ・ 資料の配付及び掲示を行う場合は、9 月 28 日（月）の午後 1 時までに委員長の許可をとる。
4. 討論及び採決について
- ・ 討論・採決の順序は、別紙（討論・採決順序表）のとおりとする。
 - ・ 討論の方法は、1 会派 1 人、挙手により発言を求め、反対、賛成の順に行う。無所属の委員も挙手により発言を求め、反対、賛成の順に行う。
 - ・ 討論を行う場は、演壇とする。
 - ・ 採決は、会議規則の規定により、挙手による表決となる。
5. 全体会の執行部への出席方要求について
- ・ 9 月 4 日（金）の全体会の出席理事者については、決算の概要について及び令和 9 年度予算編成については企画財政部長及び財政課長とし、決算審査意見書については代表監査委員及び監査委員事務局長とする。
 - ・ 9 月 29 日（火）の質疑を行う全体会及び 9 月 30 日（水）の討論・採決を行う全体会の出席理事者については、それぞれ本会議出席者とする。
6. 修正案等について
- ・ 予算案に対し、修正案・組み替え動議を提出予定の会派、または、無所属委員は、全体会での質疑を行う 9 月 29 日（火）の午後 5 時まで、あるいは、全体会（同日に別の会議が開かれた場合は、最後に散会する会議）の散会時刻が午後 4 時を過ぎた場合は、散会后 1 時間以内に事務局へ提出する。
 - ・ 修正案等が提出された場合は、9 月 30 日（水）の討論・採決の日の午前 9 時から会派控室に配付するとともに、議会会議システムに配架する。